第27期

定時株主総会
招集ご通知

日時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時
※ログイン開始時刻午前９時30分

開催方法

完全オンライン株主総会
※本総会は場所の定めのない株主総会としてインターネット上でのみ開催となります。
詳細は５頁をご確認ください。

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

議決権行使期限

2026年11月25日（水曜日）午後６時30分まで

株式会社 出前館
証券コード：2484

・本総会はインターネット上でのみ開催となりますので、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。
・株主様の大切な権利である議決権は、インターネット又は書面によりご行使いただけます。詳細は「本招集ご通知」の４頁と10頁をご参照ください。

Demaecan

証券コード　2484
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日　2026年11月４日）

株　主　各　位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
株　式　会　社　出　前　館
代表取締役社長　矢　　野　　哲

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://corporate.demae-can.co.jp/ir_information/stocks/meeting.html

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」又は「コード（2484）」を
入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認ください。）

　本総会は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第70号）第66条第１項及び当社定款第12条第２項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「完全オンライン株主総会」といいます。）といたします。本総会では、株主様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、ログイン方法、お手続き方法等の詳細は、本招集ご通知５頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」をご確認ください。
　なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される予定でも、通信障害等に備え、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、これらの方法により事前に議決権を行使いただきますようお願いいたします。インターネット又は書面によって事前に議決権を行使される場合、株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月25日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時

※ログイン開始時刻午前９時30分

※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には、予備日として2026年11月27日（金曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。予備日に開催することとした場合には、速やかに当社ウェブサイト（https://corporate.demae-can.co.jp/）でお知らせいたします。

2．開催方法　場所の定めのない株主総会（完全オンライン株主総会）

※本総会はインターネット上でのみ開催となりますので、実際にご来場いただける会場はございません。当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、ログイン方法、お手続き方法等の詳細は、本招集ご通知５頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」をご確認ください。

3．目的事項

報告事項

１．第27期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第27期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

(2) 本総会への出席に必要となる通信機器類及び一切の費用については、株主様のご負担とさせていただきますことをご了承ください。

(3) インターネット又は書面により事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において最後に行使された内容を有効なものとして取り扱います。事前に議決権を行使の上、当日完全オンライン株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使を確認できない場合は、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるため、インターネット又は書面により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

(4) インターネットと書面により重複して事前に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。

(5) インターネットにより複数回にわたり事前に議決権を行使された場合は、最後に行使された内

容を有効なものとして取り扱います。

(6) インターネット又は書面により事前に議決権を行使せず、当日完全オンライン株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合は、棄権として取り扱います。

(7) 通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本総会の冒頭においてお諮りすることといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年11月27日（金曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.demae-can.co.jp/）でお知らせしますので、本招集ご通知５頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

(8) 株主様の通信環境等の影響により、配信映像や音声の乱れ、一時的な中断等の通信障害が発生する可能性があります。これらの通信障害により、本総会にご出席の株主様に生じた不利益については、当社は一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

(9) 完全オンライン株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使を推奨しております。

(10)代理人によるご出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様１名に委任いただくようお願いいたします。お手続き方法等の詳細に関しましては、本招集ご通知５頁以下の「完全オンライン株主総会の運営について」をご参照ください。

(11)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

以　上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

「使用人の状況」
「主要な借入先及び借入額」
「企業集団の現況に関するその他の重要な事項」
「会計監査人の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「株式会社の支配に関する基本方針」
「剰余金の配当等の決定に関する方針」
「連結計算書類の連結注記表」
「計算書類の個別注記表」

◎本総会の決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイト（https://corporate.demae-can.co.jp/）に掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日のご出席方法は５頁以降をご参照ください。

株主総会開催日時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時00分開始

書面で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法

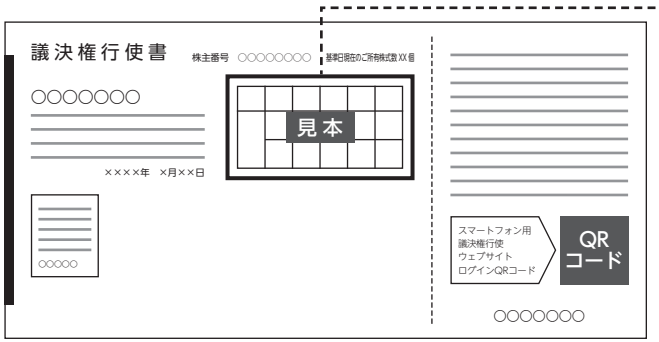


10頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時30分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・第４・第５号議案

- 賛成の場合：**「賛」** の欄に○印
- 否認する場合：**「否」** の欄に○印

第２・第３号議案

- 全員賛成の場合：**「賛」** の欄に○印
- 全員否認する場合：**「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合：
 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※賛否をご記入のうえ、ご返送ください。
◎インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
◎また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

完全オンライン株主総会の運営について

本総会は、インターネット上でのみ開催する「完全オンライン株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のご案内をご参照いただきオンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

事前質問	当日出席	（代理人出席）
（※ご希望者のみ） 当日出席と同じ方法で「専用サイト」にログインし、ご質問をお寄せください。  **事前質問受付期間** 2026年11月9日（月）午前10時00分～ 2026年11月19日（木）午後 6時30分	「開催日時」になりましたら、「専用サイト」に従ってログインしてご視聴ください。  システム上で「ご質問」「議決権行使」をすることができます。	（※ご希望者のみ） 予め８頁記載の（2）代理人による出席方法をご参照の上、書面を当社指定の宛先へご送付ください。

（1）株主総会開催日

2026年11月26日（木曜日）午前10時開始（ログイン開始時刻午前９時30分）

（2）専用サイトへのログイン方法

①以下のURLをブラウザへご入力いただくか、二次元コードを読み込み、専用サイトへログインしてください。

https://meetings.lumiconnect.com/

※QRコード読み取りの場合は、下記「会議ID」（ハイフンを除く12桁の数字）のご入力は不要です。

②会議ID **700-587-668-095** をご入力のうえ「会議に参加」を押してください。
・「クッキーポリシー」が表示された場合、「必須クッキーのみ」又は「クッキーを受け入れる」を選択してください。

③接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」を画面表示にしたがって入力し、「サインイン」を押してください。

④パソコンからログインされた場合、カメラ・マイクの設定を「許可」した上で、画面右下の「参加」又は「Join」のボタンをクリックしてください。株主総会のライブ配信をご覧いただけます。

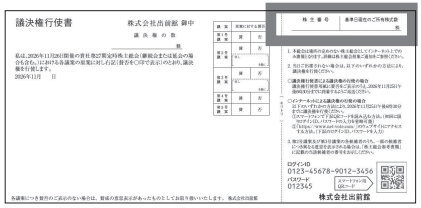
⑤スマートフォンからログインされた場合、カメラ・マイクの設定を「許可」した上で、画面右下の「ライブ配信」のアイコンをクリックし、「参加」又は「Join Audio by Computer」を表示させクリックしてください。株主総会のライブ配信をご覧いただけます。

※カメラ・マイクの設定を「許可」した場合でも、ログイン後は自動的にOFFになり、他の出席者へ映像や音声は共有されません。

※なお、Zoomアプリのインストールは不要です。

※議決権行使書イメージ

株主番号は右上に記載がございます。↓



【完全オンライン株主総会の運営について】

本総会は昨年と同様に、場所の定めのない株主総会、いわゆる『完全オンライン株主総会』として開催いたします。

『完全オンライン株主総会』では、議決権のある株主様におかれましては、インターネットを通じてライブ配信をご視聴いただきながら、議決権行使やご質問等をしていただくことが可能です。

以下では、議決権のある株主様が『完全オンライン株主総会』にご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、ログイン方法、お手続方法等の詳細について、ご案内申し上げます。

本総会では、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。議決権を行使される株主様におかれましては、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただくか、以下のご案内をご参照いただき、総会当日に当社指定のウェブサイトを通じて『完全オンライン株主総会』にご出席くださいますようお願い申し上げます。

1．完全オンライン株主総会に当日出席する株主様

（1）開催日時：2026年11月26日（木曜日）午前10時

※ログイン開始時刻午前９時30分

※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日として2026年11月27日（金曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は速やかに当社ウェブサイト（https://corporate.demae-can.co.jp/）においてお知らせいたします。

（2）専用サイトへのログイン方法

専用サイト：https://meetings.lumiconnect.com/

① 上記のURLをブラウザへご入力いただくか、QRコードを読み込み、専用サイトへログインしてください。
※QR読み取りの場合は、下記「会議ID」（ハイフンを除く12桁の数字）のご入力は不要です。

② 会議ID **700-587-668-095** をご入力のうえ「会議に参加」を押してください。
・「クッキーポリシー」が表示された場合、「必須クッキーのみ」又は「クッキーを受け入れる」を選択してください。

③ 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」を画面表示にしたがって入力し、「サインイン」を押してください。

④ パソコンからログインされた場合、カメラ・マイクの設定を「許可」した上で、画面右下の「参加」又は「Join」のボタンをクリックしてください。株主総会のライブ配信をご覧いただけます。

⑤ スマートフォンからログインされた場合、カメラ・マイクの設定を「許可」した上で、画面右下の「ライブ配信」のアイコンをクリックし、「参加」又は「Join Audio by Computer」を表示させクリックしてください。株主総会のライブ配信をご覧いただけます。
※カメラ・マイクの設定を「許可」した場合でも、ログイン後は自動的にOFFになり、他の出席者へ映像や音声は共有されません。
※なお、Zoomアプリのインストールは不要です。

（3）当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って画面左側の「決議」タブより賛否をご入力ください。

（4）当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従って画面左側の「ご質問」タブより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、３問まで、１問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

※当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に採り上げる予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により全てのご質問にご回答できない場合がございます。

※株主様から寄せられたご質問等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があると判断されるもの、その他公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイト（https://corporate.demae-can.co.jp/）に掲載させていただく予定です。併せてご参照ください。

（5）動議の提出方法

動議をご提出される場合には、画面左側の「動議」タブより動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

（6）当日の決議方法

本総会において、ご出席の株主様に対し、議長より賛否をお諮りする場合がございます。その場合、画面左側に「決議」タブが表示されますので、議長の指示に従い、賛否をご入力ください。

２．事前質問の方法

（1）事前質問受付期間

以下の期間で、本総会の目的事項に関する事前のご質問・ご意見・コメント等をお受けいたします。

2026年11月９日（月曜日）午前10時 ～ 2026年11月19日（木曜日）午後６時30分

（2）専用サイトへのログイン方法

専用サイトにて、本総会の目的事項に関する事前のご質問が可能です。
５頁又は６頁に記載の「専用サイトへのログイン方法」をご参照の上、上記の事前質問期間にログインしてください。

専用サイト：https://meetings.lumiconnect.com/

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（3）事前質問の入力方法

ログイン後、画面左側の「事前質問」タブから本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、３問まで、１問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

※受付期間中にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があると判断されるものその他公開に支障があるものを除き、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にいただいたご質問と併せて、総会後に当社ウェブサイト（https://corporate.demae-can.co.jp/）に掲載させていただく予定です。

※受付期間終了後にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましても、総会当日にご説明させていただく場合があります。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項や、議案に関する事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問・ご意見・コメント等の内容により全てにお答えできない場合がございます。

3．当日出席しない株主様

（1）議決権の事前行使方法

① インターネットによる議決権行使

本招集ご通知10頁の「インターネットによる事前の議決権行使のご案内」をご覧ください。

② 書面による議決権行使

議決権行使書に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2026年11月25日（水曜日）午後６時30分到着分まで

※書面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

（2）代理人による出席方法

代理人による完全オンライン株主総会出席を希望される株主様は、法令及び当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様１名に委任いただきますようお願いいたします。また、代理人により出席する場合、当社に代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、以下の書類を提出期限までにお送りいただきますようお願いいたします。

＜必要書類＞

・委任状（委任される株主様のご署名又は記名・押印のあるもの）

・委任する株主様及び委任された株主様の議決権行使書のコピー

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号 リンクスクエア新宿11階

株式会社出前館 株主総会担当者宛

＜ご提出期限＞

2026年11月25日（水曜日）午後６時30分必着

（3）事前質問の方法

「2．事前質問の方法」をご参照ください。

4．ログイン方法に関するお問い合わせ先

・電話番号　　：050-1706-0190（株式会社出前館/株主総会担当者）

・当日受付日時：2026年11月26日(木曜日)午前９時30分～株主総会終結の時まで

以　上

【注意事項】

◎同様の質問・動議等を繰り返し送信すること、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、明らかに不適法な動議を送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合、本総会の議事の進行や完全オンライン株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。また、議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、質問・動議であるか否かの判別ができないものは質問・動議として採り上げない場合がありますので、予めご了承ください。

◎視聴される株主様の通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11以上	Mac OS最新版	Android 10以上	iOS 15以上
ブラウザ ※1	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Google Chrome	Safari

※1最新バージョンにてご覧ください

＊ブラウザは最新バージョンをご利用ください。
＊1Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。
高画質の動画をストリームするには5Mbps以上の高速インターネットプランのご利用を推奨いたします。

◎本総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
◎ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
◎映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ログインに必要な情報を第三者に伝えることも禁じます。
◎本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容】
◎本総会では、通信障害対策措置を講じたシステムを利用し、本総会当日の運用に関しては、通信障害対策対応が可能な専門スタッフを複数設置します。また、株主様への周知方法を含む対応マニュアルを予め整備します。
◎通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、通信障害等により本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本総会の冒頭においてお諮りすることといたします。また、取締役会で完全オンライン株主総会の招集を決議する際に、その開催日時の予備日も決議し、招集通知に記載の上、株主様に周知を図っております。通信障害等が発生した場合、上記の議長一任決議後であれば上記議長一任決議に基づき、上記議長一任決議前であれば上記の場所の定めのない株主総会の招集に係る取締役会決議に基づき、本総会の延会又は継続会を開催するか、又は、予備日に本総会を開催することとします。

【本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様の利益の確保に配慮することについての方針の内容】
◎完全オンライン株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めております。
◎議決権の行使をご希望の株主様のうち、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨しております。インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる事前の議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、2026年11月25日（水曜日）午後６時30分までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕

https://www.net-vote.com/

２．インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用ＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「ログインＩＤ」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

３．議決権行使のお取り扱いについて

（１）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（２）インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

４．ログインＩＤ及びパスワードのお取り扱いについて

（１）議決権行使書用紙に記載されている「ログインＩＤ」及び「パスワード」は、本総会に限り有効です。

（２）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。「ログインＩＤ」及び「パスワード」を第三者に伝えることは禁止いたします。大切にお取り扱いください。

（３）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

５．ご留意事項

（１）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する通信費等は、株主様のご負担となります。

（２）株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合がございます。

（３）議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】
株式会社アイ・アール ジャパン　証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕０１２０－９７５－９６０
〔受付時間〕午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と機動的な業務執行により、経営の効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）当社が対外的に使用している英文表記との統一を図るため、第１条（商号）に定める英文商号を変更するものであります。

（３）上記変更に伴う条数等の変更及び一部字句の整理を行うとともに、定款全体の表記の統一を図るため、各条文の見出しに用いている隅付き括弧【　】を丸括弧（　）に変更するほか、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	**第１章　総　則**
【商号】 第１条　当会社は、株式会社出前館と称し、英文では<u>DEMAE-CAN CO.,LTD</u>と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社出前館と称し、英文では<u>Demae-can Co., Ltd.</u>と表示する。
第２条～第３条　（条文省略）	第２条～第３条　（現行どおり）
【機関】 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 <u>２．監査役</u> <u>３．監査役会</u> <u>４</u>．会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 <u>２．監査等委員会</u> （削除） <u>３</u>．会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）

（注）各条文の見出しに用いている隅付き括弧【　】を丸括弧（　）に統一する変更については、表記上の変更であるため、新旧対照表における個別の記載を省略しております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　式	**第２章　株　式**
第６条～第11条　　（条文省略）	第６条～第11条　　（現行どおり）
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
第12条　　（条文省略）	第12条　　（現行どおり）
【定時株主総会の基準日】 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準は、毎年８月31日とする。	（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月31日とする。
第14条～第17条　　（条文省略）	第14条～第17条　　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
【取締役の員数】 第18条　当会社の取締役は、10 名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。
（新設）	(2)　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
【取締役の選任方法】 第19条 取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
(2) ～ (3)　　（条文省略）	(2) ～ (3)　　（現行どおり）
【取締役の任期】 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(2)　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	(2)　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	(3)　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（注）各条文の見出しに用いている隅付き括弧【　】を丸括弧（　）に統一する変更については、表記上の変更であるため、新旧対照表における個別の記載を省略しております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
【代表取締役及び役付取締役】 第21条　取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 (2) 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条　取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 (2) 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条　(条文省略)	第22条　(現行どおり)
【取締役会の招集手続き】 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の７日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集手続き) 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
【取締役会の決議の省略】 第24条　当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第24条　当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（注）各条文の見出しに用いている隅付き括弧【　】を丸括弧（　）に統一する変更については、表記上の変更であるため、新旧対照表における個別の記載を省略しております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
【報酬等】 第25条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第26条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
第26条～第27条　（条文省略）	第27条～第28条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
【監査役の員数】 第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
【監査役の選任方法】 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
【監査役の任期】 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
【常勤の監査役】 第31条　常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	（削除）
【監査役会の招集手続き】 第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削除）

（注）各条文の見出しに用いている隅付き括弧【　】を丸括弧（　）に統一する変更については、表記上の変更であるため、新旧対照表における個別の記載を省略しております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
【報酬等】 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(削除)
【監査役の責任免除】 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 (2) 当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。	(削除)
【監査役会規程】 第35条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(新設)	**第５章　監査等委員会**
(新設)	(常勤の監査等委員) 第29条　監査等委員会は、必要があると認めたときは、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集手続き) 第30条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（注）各条文の見出しに用いている隅付き括弧【　】を丸括弧（　）に統一する変更については、表記上の変更であるため、新旧対照表における個別の記載を省略しております。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（監査等委員会規則） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第6章 計 算	**第6章 計 算**
第36条～第39条　（条文省略）	第32条～第35条　（現行どおり）
（新設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第27期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。

（注）各条文の見出しに用いている隅付き括弧【　】を丸括弧（　）に統一する変更については、表記上の変更であるため、新旧対照表における個別の記載を省略しております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現任取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任にあたっては、独立役員である社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会の答申を経ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>矢野（やの）　哲（さとし）
(1978年４月26日生)
再任
在任期間
（本総会終結時）
４年</td><td>2000年７月　JPモルガン証券株式会社 入社
2013年６月　インテル株式会社 入社
2016年５月　LINE株式会社（現Aホールディングス株式会社）　入社
2019年１月　同社 執行役員
2021年１月　当社 執行役員CFO
2021年５月　株式会社出前館コミュニケーションズ 取締役
2022年11月　当社 取締役兼執行役員（CFO）
2024年９月　当社 代表取締役社長（CEO）（現任）
2025年５月　株式会社出前館コミュニケーションズ 代表取締役社長（現任）</td><td>48,695株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
矢野哲氏は、財務、投資開発、IRなどの幅広い分野において高い専門性と豊富な経験を有しております。当社においては、経営企画部門及び管理部門の責任者として財務体質の改善や内部統制の強化などに尽力し、企業基盤の強化に大きく貢献してまいりました。また、2024年９月以降は代表取締役社長として卓越したリーダーシップを発揮し、全社的な経営戦略の策定と事業推進を主導するとともに、持続的な成長を見据えた組織体制の強化を進め、さらにコンプライアンス及びガバナンス体制の一層の充実にも尽力しております。これまで培われた豊富な経験と実績、並びに強いリーダーシップは、当社の持続的成長及び企業価値のさらなる向上に資するものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	志賀綾子（しがあやこ） (1978年8月19日生) **再任** 在任期間 (本総会終結時) 1年	2008年 2 月　フリービット株式会社 入社 2021年 2 月　Nintホールディングス株式会社（現株式会社Nint） 入社 2021年 5 月　Creww株式会社 入社 CorporateTeam Director 2022年 3 月　当社 入社 2022年 11月　当社 経営企画本部 経営管理部長 2023年 9 月　当社 管理本部長 2024年 9 月　当社 BPオペレーション本部長 2024年 12月　当社 執行役員 BPオペレーション本部長 2025年 11月　当社 取締役兼BPオペレーション本部長 2026年 9 月　当社 取締役兼執行役員 オペレーション本部長（現任）	9,000株
	(取締役候補者とした理由) 志賀綾子氏は、これまで長年にわたり管理部門において企業法務、総務領域をはじめ内部統制に深く精通し、統制の観点から経営基盤の構築に尽力してまいりました。当社入社後も管理本部長として、管理機能全般の整備・高度化を推進するとともに、事業のオペレーション業務の統制を整備するなど、経営の安定的運営に大きく寄与しております。これらの知見と実績は、当社のさらなるガバナンス強化に資するものであり、当社の持続的成長及び企業価値の向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	安岡祥二 (1980年5月6日生) **再任** 在任期間 (本総会終結時) 1年	2004年 4 月　株式会社ライブドア 入社 2010年 9 月　シティグループ証券株式会社 入社 2013年 5 月　株式会社経営共創基盤 入社 2017年 7 月　LINE株式会社（現Aホールディングス株式会社） 入社 執行役員 経営企画室長 2021年 3 月　Zホールディングス株式会社（現LINEヤフー株式会社） 常務執行役員 LINE株式会社（現Z中間グローバル株式会社） 上級執行役員 経営企画室長 2023年 10月　LINEヤフー株式会社 上級執行役員 経営企画室長 2025年 1 月　当社 経営企画本部長 2025年 11月　当社 取締役兼経営企画本部長 2026年 9 月　当社 取締役兼執行役員 経営戦略本部長（現任）	ー株
	(取締役候補者とした理由) 安岡祥二氏は、投資銀行及びコンサルティング会社において、M&A、戦略投資、資本政策及び事業戦略などの重要な経営課題に対するアドバイザリーおよびコンサルティング業務に従事し、顧客企業の成長と財務基盤の強化に貢献してまいりました。また、事業会社においても、経営企画部門の責任者として、全社戦略の策定、経営管理体制の高度化、グループ会社の再編・統合を主導するとともに、企業価値向上に資するガバナンス体制の構築にも尽力し、幅広い領域で知見と実績を有しております。これらの知見と実績から、当社における経営企画機能の高度化、持続的な成長戦略の推進並びに取締役会の意思決定及び監督機能の強化に資するものと判断し、引き続き取締役として選任するものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>富山浩樹
(1976年9月5日生)

再　任
社　外
独立役員

在任期間
(本総会終結時)
6年</td><td>2007年10月　株式会社サッポロドラッグストアー 入社
2015年5月　同社 代表取締役社長
2016年2月　株式会社エゾデン 取締役副社長
2016年8月　サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長
2019年7月　株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長CEO(現任)
GRIT WORKS株式会社 取締役会長（現任）
AWL株式会社 取締役CMO
2020年8月　サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長CEO（現任）
株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役社長CEO（現任）
2020年11月　バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役
当社 取締役（現任）
2022年10月　株式会社S Ventures 取締役（現任）
2023年10月　AWL株式会社 取締役（非常勤）（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)
富山浩樹氏は、長年にわたる企業経営者として培われた豊富な経験と卓越した識見を有しており、当社グループの経営方針や事業運営においても、実践的かつ戦略的な視点から多くの有益な助言をいただいております。同氏の広範な人脈と深い経営知見を引き続き当社の経営に反映いただくことで、グループ経営全般の質的向上に寄与いただけるものと考えております。また、指名報酬委員会の委員長として、公正かつ透明性の高い経営執行の監督・監査機能を発揮いただけると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	森（もり） 一生（いっせい） (1978年4月26日生) **再任** **社外** **独立役員** 在任期間 (本総会終結時) 6年	2009年12月　弁護士登録 2010年1月　小林・藤堂法律特許事務所 入所 2012年9月　慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 2016年10月　代官山綜合法律事務所 設立及び代表就任（現任） 2017年10月　株式会社ファーストロジック（現楽待株式会社） 社外監査役 2017年11月　丹平製薬株式会社 社外監査役（現任） 2017年12月　株式会社スポーツフィールド 社外監査役 株式会社アトラエ 社外監査役 Retty株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年12月　株式会社SDGth 代表取締役（現任） 2020年11月　当社 取締役（現任） 2026年4月　慶應義塾大学法学部 非常勤講師（現任）	ー株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 森一生氏は、弁護士として培われた豊富な実務経験と高度な専門知識を有しており、その優れた法的見識と幅広い知見を活かし、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化に貢献いただいております。また、関連当事者取引検証諮問委員会の委員長及び指名報酬委員会の委員として、経営の公正性及び透明性の確保に寄与いただいております。今後も、独立した客観的な立場から経営の重要な意思決定及び業務執行に対する適切な監督・助言を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	舛田 淳(ますだ じゅん) (1977年4月22日生) 再任 社外 在任期間 (本総会終結時) 10年	2008年10月 ネイバージャパン株式会社（現Aホールディングス株式会社） 入社 事業戦略室長 2012年1月 NHN Japan株式会社（現Aホールディングス株式会社） 執行役員 事業戦略室長 2014年5月 LINE Pay株式会社 代表取締役 2014年9月 LINE Ventures株式会社 代表取締役 2014年12月 LINE MUSIC株式会社 代表取締役CEO（現任） 2015年3月 LINE株式会社（現Aホールディングス株式会社） 取締役CSMO 2016年11月 当社 取締役（現任） 2020年7月 株式会社Sproot 取締役（現任） 2020年8月 LINE Digital Frontier株式会社 取締役（現任） 2020年11月 Webtoon Entertainment Inc. 取締役（現任） 2021年2月 LINE株式会社（現Z中間グローバル株式会社） 取締役 CSMO 2021年3月 Zホールディングス株式会社（現LINEヤフー株式会社） 取締役 専務執行役員 2021年4月 Z Entertainment株式会社（現LINEヤフー株式会社） 代表取締役社長CPO 2021年10月 LINEヘルスケア株式会社 代表取締役 2022年4月 Zホールディングス株式会社（現LINEヤフー株式会社） 取締役 専務執行役員 Entertainment CPO 2023年3月 株式会社GYAO 取締役 2023年4月 ワークスモバイルジャパン株式会社（現LINE WORKS株式会社） 取締役 2023年10月 LINEヤフー株式会社 上級執行役員（現任） 2024年11月 LINE STUDIO Corporation 取締役（現任）	－株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 舛田淳氏は、LINE株式会社、Zホールディングス株式会社及びLINEヤフー株式会社の上級執行役員等を歴任し、事業戦略の立案や経営アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の経営感覚と戦略的視点を活かし、当社及びLINEヤフー株式会社の両社が有する経営資源を最大限に活用しながら、シナジーの創出と持続的な成長に向けた経営戦略の策定に貢献いただくとともに、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する適切な監督・助言を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	坂上 亮介 (1975年7月30日生) 再任 社外 在任期間 (本総会終結時) 3年	2008年10月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社） 入社 2015年4月 同社 財務統括本部財務本部 本部長 2018年4月 同社 執行役員 最高財務責任者（CFO） コーポレートグループ財務統括本部 統括本部長 2018年6月 株式会社ジャパンネット銀行（現PayPay銀行株式会社） 取締役 2019年10月 Zホールディングス株式会社（現LINEヤフー株式会社） 常務執行役員 最高財務責任者（CFO） ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社） 取締役 常務執行役員 最高財務責任者（CFO） Zフィナンシャル株式会社 取締役 2020年4月 Zホールディングス株式会社（現LINEヤフー株式会社） 常務執行役員 最高財務責任者（GCFO） 2021年3月 同社 専務執行役員GCFO(最高財務責任者) Zホールディングス中間株式会社 代表取締役（現任） 2021年9月 LINE Plus Corporation 取締役（現任） 2023年10月 LINEヤフー株式会社 上級執行役員CFO（最高財務責任者） Z中間グローバル株式会社 代表取締役（現任） 2023年11月 当社 取締役（現任） 2024年6月 LINE Financial Corporation 取締役（現任） 2024年9月 株式会社primeNumber 社外取締役（現任） 2026年6月 LINEヤフー株式会社 取締役CFO（最高財務責任者）（現任）	－株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 坂上亮介氏は、ヤフー株式会社、Zホールディングス株式会社及びLINEヤフー株式会社の上級執行役員等を歴任し、現在はLINEヤフー株式会社の取締役を務めるなど、長年にわたり経理・財務分野で培われた豊富な経験と高い専門知識を有しております。同氏の卓越した知見は、当社の経営基盤の強化及び管理部門における当社グループ各社の業務効率化の推進に大きく寄与するものと考えられます。また、経営の重要な意思決定及び業務執行に対して十分な監督・助言を行うことができる人材であり、当社及びグループの持続的成長に資するものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、坂上亮介氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、富山浩樹氏、森一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、独立役員としての届け出を継続いたします。
４．当社は、富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、坂上亮介氏との間に、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、継続する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、１年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合、全員を当該保険契約の被保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会より異議がない旨を確認しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	行方洋一（なめかたよういち） (1969年3月21日生) **新任** **社外** **独立役員** 在任期間 （-）	1996年４月　弁護士登録 1999年８月　メリルリンチ日本証券株式会社（現ＢｏｆＡ証券株式会社）入社 2003年５月　金融庁入庁 2008年１月　東京青山・青木・狛法律事務所入所 2009年８月　ブレークモア法律事務所入所 2013年８月　行方国際法律事務所代表弁護士（現任） 2018年６月　スルガ銀行株式会社　社外監査役 2019年３月　ＬＩＮＥ株式会社（現Ａホールディングス株式会社）　社外監査役 2019年６月　スルガ銀行株式会社 社外取締役監査等委員（現任） 2020年３月　LINE Pay株式会社 社外監査役 2021年２月　LINE株式会社 社外監査役	-株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 行方洋一氏は、弁護士として、コンプライアンス、内部統制及びコーポレート・ガバナンスに関する業務に長年従事し、これらの分野における豊富な経験と高い専門的見識を有しております。同氏には、その経験と見識を生かし、独立した客観的な立場から取締役の職務執行を監査・監督するとともに、当社グループのコンプライアンス及び内部統制の実効性向上並びに経営の健全性・透明性の確保に向けて適切な助言・提言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重　要　な　兼　職　の　状　況)</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>鈴木裕司
(1964年5月2日生)

新　任
社　外
独立役員

在任期間
(-)</td><td>1992年10月　中央新光監査法人入所
1996年4月　公認会計士登録
2004年7月　中央監査法人社員（パートナー）
2007年7月　新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）パートナー
2021年7月　EY新日本有限責任監査法人常務理事人材開発本部長
2023年7月　EY新日本有限責任監査法人第5事業部事業部長
2025年7月　鈴木裕司公認会計士事務所代表（現任）
2025年12月　OBARA GROUP株式会社 社外監査役（現任）
2026年6月　株式会社インフォネット（現株式会社インフォネットグループ）社外監査役（現任）</td><td>- 株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)
鈴木裕司氏は、公認会計士として、監査法人における財務諸表監査及び内部統制監査に長年従事し、財務・会計及び内部統制に関する豊富な経験と高い専門的見識を有しております。また、監査法人のパートナー、常務理事及び事業部長等を歴任し、組織運営に関する豊富な経験も有しております。同氏には、これらの経験と見識を生かし、独立した客観的な立場から取締役の職務執行を監査・監督するとともに、当社グループの財務・会計及び内部統制に関する適切な助言・提言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	落合紀貴（おちあいのりたか） (1974年6月18日生) **新任** **社外** 在任期間 (-)	1998年４月　日興證券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）　入社 2000年４月　株式会社アルチェ　執行役員 2006年６月　株式会社ライブドアホールディングス 取締役経営企画管理本部長 2009年４月　株式会社ライブドア　常務取締役 2012年１月　NHNJapan株式会社（現Aホールディングス株式会社）　執行役員 2013年４月　LINE株式会社（現LINEヤフー株式会社）　執行役員 2014年５月　LINE Pay株式会社　監査役 2016年５月　LINE Fukuoka株式会社（現LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社）　代表取締役社長 transcosmos online communications株式会社　監査役（現任） 2017年11月　ネクストライブラリ株式会社　取締役 2018年６月　LINE Growth Technology株式会社　監査役 LINE証券設立準備株式会社（現LINE証券株式会社）　代表取締役社長 2019年７月　LINEビジネスサポート株式会社　取締役 2021年10月　LINE Fukuoka株式会社（現LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社）　取締役会長（現任） LINE証券株式会社　取締役共同会長 Z Entertainment株式会社（現LINEヤフー株式会社）　監査役 2021年11月　当社　監査役（現任） 2024年６月　株式会社LIGHTz　監査役（現任）	- 株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 落合紀貴氏は、LINEヤフー株式会社の子会社における監査役としての経験を通じて、監査業務に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏には、これらの知識と経験を活かし、取締役の職務執行に対する監査・監督を行うとともに、当社の経営の健全性及び透明性の維持・向上に向けた適切な助言・提言を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．行方洋一氏、鈴木裕司氏、落合紀貴氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．行方洋一氏、鈴木裕司氏の選任が承認された場合、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定でおります。
４．当社は、落合紀貴氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役として、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者との間で当該契約と同等の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、１年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、全員を当該保険契約の被保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同内容での更新を予定しております。

【ご参考】議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

議案が承認可決された場合の取締役会及び監査等委員会の構成並びに各取締役の専門性は下記のとおりです。

※下記の一覧表は各取締役の有する全ての知見・経験を表すものではなく、保有する主要なスキル等のうち最大３つに○印をつけております。

氏　名	役　職	経営	セールス／マーケティング	財務	法務/リスク	デジタル／テクノロジー	専門性
		・企業経営 ・経営管理	・事業戦略 ・マーケティング ・営業	・財務 ・会計 ・金融 ・投資	・法務 ・リスク ・コンプライアンス ・ガバナンス	・ＩＴ ・ＤＸ	
矢　野　　哲	代表取締役社長（CEO）	○		○	○		
志　賀　綾　子	取締役	○			○	○	
安　岡　祥　二	取締役	○	○	○			
富　山　浩　樹	社外取締役	○	○			○	
森　　一　生	社外取締役	○		○	○		弁護士
舛　田　　淳	社外取締役	○	○			○	
坂　上　亮　介	社外取締役	○		○	○		
行　方　洋　一	監査等委員である社外取締役	○		○	○		弁護士
鈴　木　裕　司	監査等委員である社外取締役	○		○	○		公認会計士
落　合　紀　貴	監査等委員である社外取締役	○		○		○	

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の金銭報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を、従前と同額の年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、これまでの報酬水準、当社の事業規模、役員報酬体系等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申も踏まえて決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は７名（うち社外取締役は４名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は７名（うち社外取締役は４名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の年額50百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系及びその支給水準、役員の員数等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の答申も踏まえて決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度につきまして、当社ミッション「テクノロジーで時間価値を高める」、ビジョン「地域の人々の幸せをつなぐライフインフラ」の達成に向け、フードデリバリー市場の成長や競争力向上を重点課題とし、加盟店ラインナップの拡充や配達時間の精度向上、並びに配達・カスタマーサービスの品質等サービス体験の改善を積み重ねることで、ユーザー、配達員、加盟店の満足度向上・定着化を図ってきました。

今後も、多くのユーザー、配達員、加盟店から「選ばれるプラットフォーム」となるために、日々ユーザー体験を向上させ、「デリバリーの日常化」を実現してまいります。

その結果、当連結会計年度の売上高は39,057百万円（前期比1.7％減）、営業損失は8,288百万円（前期は4,923百万円の営業損失）、経常損失は8,235百万円（前期は4,968百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は8,246百万円（前期は4,971百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、「出前館事業」の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(2) 重要な設備投資の状況

当期において、特記すべき重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、事業の持続的な成長と事業基盤の強化に向けて、以下の5点を主な経営課題と認識しております。

① デリバリーサービスの継続的成長

当社グループは「デリバリーの日常化」を実現するべく、ユーザー・加盟店・配達員等のステークホルダーの皆様にご満足いただけるデリバリー体験を提供し続けることが安定的かつ継続的な発展に必要不可欠であると考えております。そのため、各ステークホルダーのニーズを理解し、サービスやプロダクトの改良を通じて、継続的にご利用いただけるよう取り組んでいく方針です。

② 収益基盤の拡大

当社グループは多くのユーザー・加盟店・配達員で構成されるデリバリーのプラットフォームを構築しており、デリバリーサービスの需要拡大に伴い収益基盤も成長しております。今後は、収益基盤の拡大に伴う売上の向上及びコストの適正化を図り、黒字化に向けて取り組んでまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループ事業の拡大において、優秀な人材の継続的な確保は不可欠であります。適切な人材配置を行い、評価制度や給与体系をさらに整備・充実させることにより、社員が最大限のパフォーマンスを発揮し、継続的にモチベーションを高められる環境づくりに取り組んでまいります。

④ 情報システム基盤、個人情報管理の強化

当社グループは、多数の機微情報を保有しており、情報管理責任の明確化や情報システムの安全対策、従業員教育の一層の徹底を含む情報管理体制の継続的な強化を図ることが重要であると認識しております。システムインフラの強化をはじめ、情報管理に関する各種ルールの遵守、従業員教育の実施など、情報管理体制の強化に取り組みます。

⑤　経営管理体制及び法令遵守の強化

当社グループは、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の周辺環境の変化に、迅速かつ柔軟に対応できる組織を運営する必要があります。また、企業価値を継続的に向上させるため、経営管理体制の強化は重要な課題であると認識しております。内部統制に資する業務プロセスの整備・運用、必要に応じた是正活動の継続的な実施による内部統制活動の強化、及び法令遵守の徹底に向けた研修の実施を通じ、経営管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 24 期 (2023年８月期)	第 25 期 (2024年８月期)	第 26 期 (2025年８月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高 (百万円)	51,416	50,411	39,721	39,057
経常損失(△) (百万円)	△12,122	△5,853	△4,968	△8,235
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△12,154	△3,705	△4,971	△8,246
１株当たり当期純損失(△) (円)	△92.25	△28.19	△43.62	△74.02
総資産 (百万円)	54,746	47,943	38,848	31,221
純資産 (百万円)	42,340	36,548	28,625	20,431
１株当たり純資産額 (円)	320.16	295.09	256.62	183.09

(注) １．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 24 期 (2023年８月期)	第 25 期 (2024年８月期)	第 26 期 (2025年８月期)	第 27 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売　　上　　高 (百万円)	51,404	50,406	39,721	39,057
経 常 損 失 (△) (百万円)	△11,581	△5,906	△4,964	△8,205
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△12,093	△3,505	△4,975	△8,214
１株当たり当期純損失(△) (円)	△91.79	△26.66	△43.65	△73.74
総　　資　　産 (百万円)	54,522	47,995	38,906	31,317
純　　資　　産 (百万円)	42,254	36,662	28,736	20,574
１株当たり純資産額 (円)	319.51	296.01	257.62	184.37

(注) 1．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社出前館コミュニケーションズ	8百万円	100.0%	出前館事業

（7）主要な事業内容

事業区分	事業内容
出前館事業	・サイト運営・管理 ・システム開発 ・広告運営・管理 ・配達代行

（8）主要な営業所

本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号

2．株式の状況（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　500,000,000株

(2) 発行済株式の総数　111,306,848株（自己株式1,073,582株を除く）

(3) 株主数　28,476名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
ＬＩＮＥヤフー株式会社	39,378,600	35.38
未来Ｆｕｎｄ有限責任事業組合	20,548,000	18.46
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	16,280,803	14.63
ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ 133612	3,755,400	3.37
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	1,911,800	1.72
田端信太郎	1,130,000	1.02
楽天証券株式会社共有口	1,064,800	0.96
西村利江	737,000	0.66
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	700,000	0.63
株式会社ＳＢＩ証券	666,418	0.60

（注）持株比率は、自己株式1,073,582株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年6月22日に当社取締役等に割り当てた譲渡制限付株式のうち、所定の条件に基づき譲渡制限が解除されなかった株式を無償取得しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の状況

	第14回新株予約権
発行決議日	2026年4月14日
割当日	2026年4月30日
交付対象者	当社従業員41名
新株予約権の数	28,980個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式2,898,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権と引換えに払い込む金銭	金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり13,600円 (1株当たり136円)
新株予約権を行使することができる期間	2028年5月1日から 2031年4月30日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(注) 上記のうち、付与対象者1名の退職に伴い、第14回新株予約権の一部を2026年8月19日付で無償取得し、消却しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2026年4月14日開催の取締役会において、当社取締役を対象とする有償ストック・オプションとして、第15回新株予約権を発行することを決議し、同年4月30日に割り当てました。その概要は以下のとおりです。

	第15回新株予約権
発行決議日	2026年4月14日
割当日	2026年4月30日
割当対象者	当社取締役3名
新株予約権の数	22,080個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式2,208,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり13,600円 (1株当たり136円)
新株予約権を行使することができる期間	2028年5月1日から 2031年4月30日まで
新株予約権の主な行使条件	2027年8月期第1四半期から2030年8月期第1四半期までの各四半期において、連結売上高が11,900百万円を超過した回数に応じ、割り当てられた新株予約権の10%から100%までを段階的に行使することができる。また、原則として、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(注) 第15回新株予約権は、割当対象者である取締役に対する報酬としてではなく、各対象者の個別の投資判断に基づき、公正価格にて有償で発行したものです。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢野　哲	当社事業全般の業務遂行の統括（CEO） 株式会社出前館コミュニケーションズ 代表取締役社長
取締役	志賀綾子	オペレーション本部長
取締役	安岡祥二	経営戦略本部長
取締役	富山浩樹	サツドラホールディングス株式会社　代表取締役社長CEO 株式会社サッポロドラッグストアー　代表取締役社長CEO 株式会社リージョナルマーケティング　代表取締役会長CEO GRIT WORKS 株式会社　取締役会長 株式会社 S Ventures 取締役 AWL 株式会社　取締役（非常勤）
取締役	森　一生	代官山綜合法律事務所　代表弁護士 丹平製薬株式会社　社外監査役 Retty株式会社　社外取締役（監査等委員） 株式会社 SDGth 代表取締役 慶應義塾大学法学部　非常勤講師
取締役	舛田　淳	LINE MUSIC 株式会社　代表取締役 CEO 株式会社 Sproot 取締役 LINE Digital Frontier 株式会社　取締役 Webtoon Entertainment Inc.　取締役 LINE ヘルスケア株式会社　代表取締役 LINE ヤフー株式会社　上級執行役員 LINE STUDIO Corporation 取締役
取締役	坂上亮介	Zホールディングス中間株式会社　代表取締役 LINE Plus Corporation　取締役 Z中間グローバル株式会社　代表取締役 LINE Financial Corporation 取締役 株式会社 primeNumber 社外取締役 LINEヤフー株式会社 取締役CFO（最高財務責任者）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	山崎 操	山崎公認会計士事務所 代表 株式会社アトム 社外取締役(監査等委員) 株式会社京橋アートレジデンス 社外監査役
監査役	落合紀貴	transcosmos online communications株式会社 監査役 LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社 取締役会長 株式会社LIGHTz 監査役
監査役	伊藤嘉恵	―

(注) 1．取締役富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、坂上亮介氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、監査役山崎操氏、落合紀貴氏、伊藤嘉恵氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2．当社は、取締役富山浩樹氏、森一生氏、監査役山崎操氏、伊藤嘉恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．監査役の山崎操氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、監査役会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、山崎操氏を常勤監査役に選定しています。
5．他の法人等の重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
・LINEヤフー株式会社は、当社議決権の35.38％を所有するその他の関係会社であり、当社は、LINEヤフー株式会社及びその関係会社との間に役務提供などの取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであり、当社と当該兼務先との間に特別の関係はありません。
6．他の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
・上記５記載のほか、取締役及び監査役が兼職している他の法人等と当社との間に特別の関係はありません。
7．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
・2025年11月27日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、取締役小笹文氏は、任期満了により退任いたしました。
・2025年11月27日開催の第26期定時株主総会において、新たに取締役志賀綾子氏、安岡祥二氏が選任され就任いたしました。
8．当事業年度末日後の取締役の重要な兼職状況の異動
・取締役舛田淳氏は、2026年９月１日付でLINEヘルスケア株式会社がLINEヤフー株式会社に吸収合併されたことに伴い、同社の代表取締役を退任しております。
・監査役伊藤嘉恵氏は、2026年９月１日付で株式会社HerTechの社外監査役に就任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、富山浩樹氏、森一生氏、舛田淳氏、坂上亮介氏、山崎操氏、落合紀貴氏、伊藤嘉恵氏との間に会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填するものであり、１年毎に契約更新しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

当社は、2021年11月12日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社は、2020年度から報酬委員会を設置しておりましたが、2024年11月26日付で、これを指名報酬委員会に改組いたしました。指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、３名以上の委員で構成し、そのうち少なくとも２名を独立社外取締役とすることとしております。同委員会は、独立した見地から役員の指名及び報酬に関する事項を一体的に審議・提言することで、経営体制及びガバナンスの透明性・公正性の向上に資することを目的としております。

取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法と当該方針の概要については、以下のとおりです。

Ⅰ．取締役

取締役の報酬構成や基準となる年額報酬の水準は、今後も高い成長性が見込まれる国内デリバリー市場において、国内外の競合他社との競争に勝ち抜き、企業価値の向上を実現するために、以下の視点を備えたものとします。

ⅰ．事業戦略の実現に必要な適切的かつ実質性のあるインセンティブの仕組み

ⅱ．人材市場において競争力のある報酬水準

ⅲ．株主との中長期的な利害共有等、ガバナンスの視点

取締役の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」による構成とする。

「基本報酬」は、取締役の役位・職責に応じて支給額を決定する。

「賞与」は、事業年度毎に個別目標(個別の成果等)を設定しその達成状況に応じて支給額を決定する。

「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、「譲渡制限付株式」を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

取締役の報酬等を与える時期又は条件の決定方針は以下のとおりです。

「基本報酬」は、月例の固定金銭報酬とします。

「賞与」は、半期毎に支給することがあります。

「株式報酬」は、対象となる役員の役位に応じて個別に付与額を決定し、達成条件に応じた譲渡制限解除率を決定、その後譲渡制限を解除していきます。

社外取締役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」及び「株式報酬」は導入しておりません。

Ⅱ．監査役

当社の各監査役の報酬等の決定方針は、監査役の協議により決定しております。

社外監査役を含む監査役の報酬等は、その職務内容を考慮して「基本報酬」のみとしており、「賞与」及び「株式報酬」は導入しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち１名が社外取締役）です。

・取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、上記報酬限度額とは別枠で、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会において年額500百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は500,000株と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、５名（うち４名が社外取締役）です。

・監査役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち４名が社外監査役）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社取締役の個人別の報酬等の額の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で報酬額を決定する権限を有しております。当社は、取締役

会の決議による委任に基づき、代表取締役社長である矢野哲が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の基本報酬額、支給の時期及び方法等を決定しております。会社業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務の執行状況も踏まえて基本報酬額を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考えられるため委任したものであります。代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、委任にあたっては、報酬決定方針及び取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位及び担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会での審議を経た上で、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

④　非金銭報酬等及び業績連動報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等及び業績連動報酬等は、譲渡制限付の当社株式としており、役員報酬基準等を勘案して総額及び各取締役の配分を決定しております。なお、譲渡制限の解除は、「売上高」、「連結営業利益」及び「株価」を基礎に決定することとしておりますが、当該指標を選定した理由は、「売上高」「営業利益」は連結業績の達成度を測る指標として当社が経営戦略上重視するKPIであり、「株価」は株主の皆様と利害を共有し株価上昇にインセンティブ性を働かせることが期待できると考えたためです。なお、それぞれの指標に基づく類型ごとの譲渡制限解除率の算出方法は以下のとおりです。

・売上高

第26期事業年度(2024年９月１日～2025年８月31日)、もしくは第27期事業年度(2025年９月１日～2026年８月31日)における通期連結売上高の目標をそれぞれ500億円として、それぞれの譲渡制限期間の各期間が満了した時点をもって、目標の達成度合いに応じた譲渡制限解除率※を割当対象者の保有する対象となる割当株式に乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。）の株式数について、譲渡制限を解除いたします。

※譲渡制限解除率は、通期連結売上高の目標達成率（ただし、計算の結果、100％を超える場合には100％とします。）といたします。

・連結営業利益

第26期事業年度(2024年9月1日～2025年８月31日)において連結営業利益が黒字であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、割当対象者が保有する対象となる割当株式の全部について、譲渡制限を解除いたします。

・東京証券取引所における当社普通株式の株価
当社取締役会において定めた株価目標の達成度に応じた譲渡制限解除率※を割当対象者の保有する対象となる割当株式に乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。）の株式数について、その譲渡制限を解除いたします。

※譲渡制限期間の各期間中の最終事業年度開始日から最終事業年度満了日１ヶ月前の７月31日までの期間において、東京証券取引所における連続した10営業日の当社普通株式の各終値を平均化した場合の最も高い値（以下、「達成株価」といいます。）に応じて譲渡制限解除率が変動するものといたします。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより達成株価を調整することが適切と判断した場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整を行うものといたします。譲渡制限解除率は、「(達成株価－500)÷7,400＋0.25」とします。ただし、達成株価が500円未満のときは譲渡制限解除率０％とし、達成株価が6,050円以上のときは譲渡制限解除率100％とします。当事業年度における達成株価の実績は179円です。

⑤　取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	127	97	－	30	6
（うち社外取締役）	(13)	(13)	(－)	(－)	(3)
監査役	13	13	－	－	2
（うち社外監査役）	(13)	(13)	(－)	(－)	(2)

（注）１．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．対象人員は、無報酬の取締役２名、監査役１名を除いております。
３．非金銭報酬等及び業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションを交付しており、その額は上記の「非金銭報酬等」の欄に記載しております。

(5) 任意の委員会の活動について

当社は、取締役及び監査役の指名・報酬・関連当事者間取引等に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、以下の委員会を設置しております。

①　関連当事者取引検証諮問委員会

関連当事者取引検証諮問委員会は、次の事項について審議し、その結果を取締役会に答申するとともに、必要に応じて監査役会に報告することとしています。

・会社法及び会計基準等に定める関連当事者取引を網羅した、当社グループとしての関連当事者取引検証対象の範囲選定
・関連当事者取引検証の結果に関して当社取締役会へ必要な提言と提案
・関連当事者取引検証の結果に関して当社監査役会への報告

2026年８月31日現在における関連当事者取引検証諮問委員会の委員は、以下のとおりです。なお、第26期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役小笹文氏は、退任まで当委員会の委員を務めました。

委員長　森　一生
委員　　富山　浩樹

当事業年度において、関連当事者取引検証諮問委員会は８回開催され、関連当事者との取引に関する事項について審議し、その結果を取締役会に答申しました。

② 指名報酬委員会

指名報酬委員会は、次の事項について審議し、その結果を取締役会に答申することとしています。

・取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
・代表取締役の選定・解職に関する事項（管理対象子会社を含む）
・役付取締役の選定・解職に関する事項（管理対象子会社を含む）
・取締役の報酬等に関する事項（報酬総額、個別報酬額、報酬構成、固定報酬、短期インセンティブ、中長期インセンティブ等の水準・構成比等）
・取締役評価基準
・監査役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
・後継者計画（育成を含む）に関する事項
・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

2026年８月31日現在における指名報酬委員会の委員は、以下のとおりです。なお、第26期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役小笹文氏は、退任まで当委員会の委員を務めました。

委員長　富山　浩樹
委員　　森　一生、舛田　淳、坂上　亮介、矢野　哲

当事業年度において、指名報酬委員会は15回開催され、取締役・執行役員の人事に関する事項及び取締役報酬制度に関する事項等について審議し、その結果を取締役会に答申しました。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他法人等との関係

前記の「4．会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要	出席会議及び出席状況
社外取締役	富 山 浩 樹	企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、グループ経営全般の質的向上に向けた意見・提言を行っております。また、指名報酬委員会委員長、関連当事者取引検証諮問委員会の委員として各委員会に出席し、適切な意見・助言を行うとともに、各委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしております。	取締役会 15回／16回 出席 関連当事者取引検証諮問委員会 8回／8回 出席 指名報酬委員会 15回／15回 出席
社外取締役	森 一 生	弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、コンプライアンス面でグループ経営全般について、適切な提言・助言を行っております。また、関連当事者取引検証諮問委員会委員長、指名報酬委員会の委員として各委員会に出席し、適切な意見・助言を行うとともに、各委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしております。	取締役会 16回／16回 出席 関連当事者取引検証諮問委員会 8回／8回 出席 指名報酬委員会 15回／15回 出席
社外取締役	舛 田 淳	事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、グループ経営全般について幅広い意見・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、適切な意見・提言を行っております。	取締役会 16回／16回 出席 指名報酬委員会 15回／15回 出席
社外取締役	坂 上 亮 介	長年にわたる経理・財務に関する豊富な経験と実績を有し、幅広い知識と見識に基づく大所高所の見地から公正な意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、適切な意見・提言を行っております。	取締役会 15回／16回 出席 指名報酬委員会 14回／15回 出席

区　分	氏　名	取締役会及び監査役会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要	出席会議及び出席状況
社外 監査役	山　崎　　操	公認会計士としての資格および監査法人での財務・内部統制監査の実務経験を有しており、取締役会及び監査役会において、会計及び内部統制に関する専門的な知見に基づき発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・監督を行っております。	取締役会 16回／16回　出席 監査役会 14回／14回　出席
社外 監査役	落　合　紀　貴	監査役として豊富な知識・経験等を有しており、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	取締役会 16回／16回　出席 監査役会 14回／14回　出席
社外 監査役	伊　藤　嘉　恵	弁護士資格及び裁判官としての経験に基づく豊富な知識・見識を有しており、取締役会及び監査役会において法律的な観点から発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保しております。	取締役会 16回／16回　出席 監査役会 14回／14回　出席

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**30,840**	**流動負債**	**10,629**
現金及び預金	19,633	未払金	10,459
売掛金	105	未払法人税等	9
未収入金	10,382	契約負債	12
その他	730	預り金	37
貸倒引当金	△11	賞与引当金	82
固定資産	**380**	その他	27
投資その他の資産	**380**	**固定負債**	**160**
差入保証金	375	その他	160
その他	0	**負債合計**	**10,789**
貸倒引当金	△0	**純資産の部**	
繰延税金資産	5	**株主資本**	**20,378**
		資本金	**100**
		資本剰余金	**49,324**
		利益剰余金	**△28,884**
		自己株式	**△161**
		新株予約権	**52**
		純資産合計	**20,431**
資産合計	**31,221**	**負債・純資産合計**	**31,221**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**39,057**
売上原価		**38,420**
売上総利益		**637**
販売費及び一般管理費		**8,925**
営業損失（△）		**△8,288**
営業外収益		
受取利息	52	
助成金収入	0	
その他	6	58
営業外費用		
損害賠償金	1	
支払利息	0	
株式発行費用	2	
その他	0	5
経常損失（△）		**△8,235**
税金等調整前当期純損失（△）		**△8,235**
法人税、住民税及び事業税		9
法人税等調整額		1
当期純損失（△）		**△8,246**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△8,246**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年９月１日　期首残高	100	49,324	△20,637	△161	28,625
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△8,246		△8,246
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△8,246	△0	△8,246
2026年８月31日　期末残高	100	49,324	△28,884	△161	20,378

	新株予約権	純資産合計
2025年９月１日　期首残高	－	28,625
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△8,246
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	52	52
連結会計年度中の変動額合計	52	△8,193
2026年８月31日　期末残高	52	20,431

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**30,718**	**流動負債**	**10,604**
現金及び預金	19,395	リース債務	6
売掛金	105	未払金	10,463
前払費用	623	未払法人税等	9
未収入金	10,382	契約負債	12
短期貸付金	125	預り金	28
未収還付法人税等	7	賞与引当金	70
その他	91	その他	13
貸倒引当金	△11	**固定負債**	**138**
固定資産	**598**	リース債務	17
投資その他の資産	**598**	資産除去債務	120
関係会社株式	284	**負債合計**	**10,742**
破産更生債権等	0	**純資産の部**	
差入保証金	314	**株主資本**	**20,521**
貸倒引当金	△0	**資本金**	**100**
		資本剰余金	**49,371**
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	49,271
		利益剰余金	**△28,788**
		その他利益剰余金	△28,788
		繰越利益剰余金	△28,788
		自己株式	**△161**
		新株予約権	**52**
		純資産合計	**20,574**
資産合計	**31,317**	**負債・純資産合計**	**31,317**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**39,057**
売上原価		**38,420**
売上総利益		**637**
販売費及び一般管理費		**8,894**
営業損失（△）		**△8,256**
営業外収益		
受取利息	53	
その他	3	57
営業外費用		
損害賠償金	1	
支払利息	0	
株式発行費用	2	
その他	0	5
経常損失（△）		**△8,205**
税引前当期純損失（△）		**△8,205**
法人税、住民税及び事業税		9
当期純損失（△）		**△8,214**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年９月１日　期首残高	100	100	49,271	49,371	△20,574	△20,574
事業年度中の変動額						
当期純損失（△）					△8,214	△8,214
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△8,214	△8,214
2026年８月31日　期末残高	100	100	49,271	49,371	△28,788	△28,788

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2025年９月１日　期首残高	△161	28,736	－	28,736
事業年度中の変動額				
当期純損失（△）		△8,214		△8,214
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	52	52
事業年度中の変動額合計	△0	△8,214	52	△8,161
2026年８月31日　期末残高	△161	20,521	52	20,574

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社出前館
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	滝　沢　勝　己
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清　水　久美子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社出前館の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社出前館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月27日

株式会社出前館
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　滝　沢　勝　己
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　清　水　久美子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社出前館の2025年9月1日から2026年8月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月28日

株式会社出前館　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　山　崎　　操　㊞

社外監査役　落　合　紀　貴　㊞

社外監査役　伊　藤　嘉　恵　㊞

以　上

電子提供措置の開始日　2026年11月４日

第27期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

事業報告

使用人の状況

主要な借入先及び借入額

企業集団の現況に関するその他の重要な事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

株式会社出前館

1．企業集団の現況

(1) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
395名	3名増

（注）1．使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2．出向者は、除いております。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
354名	2名減	37.2歳	3年

（注）1．使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2．出向者は、除いております。

(2) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(3) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

（注）1．当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、会社法第399条第１項の同意を行っております。
3．上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬4百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び当社子会社の取締役は、行動規範、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めております。また、管理部門を中心に、全社的なコンプライアンスに関する社内研修、ガイドライン・マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成し、堅持するための体制づくりに努めております。法令もしくは定款上疑義のある行動等の早期発見と是正を目的に内部通報制度を制定・施行しており、通報者の保護を明確にし、制度の周知徹底・運用を行っております。

一方、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、取締役に対する改善の助言または勧告を行う体制を確保しております。また、内部監査室は、業務活動の遂行に対して独立した立場から、当社及び当社子会社の内部統制の整備・運用の状況及びリスク管理の状況を調査し、その改善事項を取締役会、経営会議、監査役会並びに所管部門責任者へ報告を行う体制を確保しております。

② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社の取締役の職務執行に係る情報は、情報管理規程並びに文書管理細則等に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）で適切に保存・管理することとし、必要に応じて文書等の閲覧が可能な状態を維持しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的なリスク対応の体制を整備しております。なお、不測の事態が発生した場合は、緊急対策本部を発足し、損失を最小限にとどめるための適切な方法を検討し、迅速に対応する体制を整備しております。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社においては、定時取締役会を原則として月１回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、常勤取締役が参加する経営会議を月１回程度開催し、社内規程で定められた決裁権限に基づき、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。また、取締役会において経営方針や事業運営の基本方針を共有し、業績目標および業務分野ごとの課題を明確化にしたうえで、定期的に進捗状況の確認と必要な改善策の検討を行っております。これにより、課題の早期発見と適切な対応を促し、全社的な業務の効率化と経営の機動性向上を図る体制を構築しております。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社については、当社の管理部門が中心となって業務の効率性・有効性、リスク管理体制及び法令の遵守状況等に関する管理・監督を行い、経営会議にて定期的な報告を実施しております。なお、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議することを明文化しております。

その他、当社と子会社との取引は、法令・会計原則・税法・その他の社会規範に照らし適切に対応する体制を整備し、周知徹底を行っております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室または管理部門所属の使用人を、その職務に専従させることができるものとする体制を確保しております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は、監査役または監査役会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底を行っております。

また、当該使用人は、監査役または監査役会からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門は、これに協力する体制を確保しております。

⑧　当社及び当社子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、その職務の執行にあたり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役または監査役会にその内容を報告できる体制を確保しており、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底を行っております。

イ．職務の執行により会社に重大な損害を与えるおそれがある等の重要事項

ロ．法令及び定款に違反する行為または社会通念に照らして不当な行為

ハ．その他、監査役または監査役会が必要と判断した事項

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会への出席のほか、代表取締役と適宜会合を持ち、会社運営に関する意見交換等を行うとともに、内部監査室並びに会計監査人とも連携を十分にとり、定期的な意見交換等により、効果的な業務監査並びに会計監査の遂行に努めております。また、当該監査役がその職務の遂行にあたり生じた必要費用については、請求等に従い、速やかに処理を行います。

⑩　報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社の報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況を評価し継続的な見直しを行うことを明文化し、実施しております。

⑪　反社会的勢力に向けた体制

当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する旨を明文化し、周知徹底に努めております。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取り組みは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組み

当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信するとともに、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。

② リスク管理に対する取り組み

当社及び当社子会社における重要なリスクについては、所管部門の管理者より経営会議及び取締役会へ適宜報告を行い、リスク管理の徹底に努めております。また、当期よりリスク管理委員会を設置し、定期的に開催しております。同委員会では、全社的なリスクの把握・評価や対応方針の検討等を行い、リスク管理体制の強化に取り組んでおります。

③ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会は、社外取締役４名を含む取締役７名で構成され、社外監査役３名も出席しております。取締役会は、計16回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、定時取締役会前に監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、監査役は、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施いたしました。

⑤ 内部監査の実施状況について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施し、取締役会及び監査役会に報告を行いました。

イ．当社及び当社子会社における業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理状況に関する業務監査

ロ．財務報告に係る内部統制監査

ハ．内部通報制度の整備・運用状況のモニタリング

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な事業展開のもと、経営基盤の強化、経営効率の改善を図ることにより企業価値を高め、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に利益還元を図ることを基本方針と位置付け、将来に向けた積極的な投資を行いつつも、配当性向は30％を目安とする一方、内部留保資金の使途に関しては設備投資資金とし、安定的に継続して実施することも目指しております。

当社の剰余金の配当は、年１回の期末配当を基本的な方針としております。なお、会社の業績に応じた株主の皆様への利益還元を柔軟に実施するため、当社は、「毎年２月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当については、取締役会を決定機関としております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	1社
・主要な連結子会社の名称	株式会社出前館コミュニケーションズ
・連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な引当金の計上基準

a．貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
b．賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループが提供する出前館事業では、加盟店に対しては、出前館サイトのオリジナルオーダーシステム及びそのサイトを通じてユーザーから受注した商品の配達代行のサービスを提供しております。また、ユーザーに対しては、出前館アプリもしくはサイトを通じて、注文した商品を、指定するお届け先へ配達をするサービスを提供しております。

出前館事業の履行義務は、出前館アプリもしくはサイトを通じて、ユーザーから受注した商品の配達が完了した時点で履行義務が充足されると判断しております。加盟店に対しては注文金額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しており、ユーザーに対しては、注文ごとに決定される送料及びサービス料を収益として認識しております。また、ユーザーがクーポン等を使用する場合は、顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

なお、上記の履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

③　その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理	控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。
記載金額の表示	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	112,380,430株	－株	－株	112,380,430株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	832,299株	241,283株	－株	1,073,582株

(注)自己株式の株式数の増加241,283株のうち、241,265株は譲渡制限付株式を無償取得したことによるものであり、18株は単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

該当事項はありません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

（4）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	第14回新株予約権	普通株式	－	2,898,000	26,000	2,872,000	20
	第15回新株予約権	普通株式	－	2,208,000	－	2,208,000	32
合計			－	5,106,000	26,000	5,080,000	52

(注)第14回新株予約権及び第15回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、投融資について、必要な資金を増資等で調達しており、余剰資金については、資産運用規程やこれに準じた方針に基づき、安全性の高い金融商品に限定し、運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ．営業債権である売掛金及び未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信並びに取引先管理規程やこれに準じた方針に従い、取引先ごとの入金状況及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングしております。

ロ．営業債務である未払金については、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

ハ．差入保証金は、事務所の賃貸借契約に係るものであり、契約満了時に一括して返還されるものであります。当該債権は契約先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信並びに取引先管理規程やこれに準じた方針に従い、契約時に信用リスクの確認を行い、当該リスクの低減を図っております。

ニ．未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。当該債務については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	375	351	△24

(注) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

金銭債権の連結決算日以後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内
現金及び預金	19,633	―
売掛金	105	―
未収入金	10,382	―
差入保証金	―	375

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区　　分	時　　価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	351	－	351
資産計	－	351	－	351

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

これらの時価は、償還すると見込まれる期間に対応する国債の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２に分類しております。

４．収益認識に関する注記

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	
	出前館事業	合計
売上高		
出前館サービス利用料(注１)	38,809	38,809
その他	193	193
顧客との契約から生じる収益	39,003	39,003
その他の収益	53	53
外部顧客への売上高	39,057	39,057

(注１)主として、一時点で移転される財及びサービスから構成されております。

(注２)当連結会計年度より、現在の管理区分と収益の区分の計上内容をより整合するように整理したことに伴って「出前館サービス利用料」及び「その他」を構成していた収益の区分の見直しをしております。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 （2）会計方針に関する事項 ② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ．契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	80
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	105
契約負債（期首残高）	16
契約負債（期末残高）	12

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は16百万円であります。

ロ．残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

5．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　183円09銭

（2）1株当たり当期純損失(△)　△74円02銭

6．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①．関係会社株式　　移動平均法による原価法

（2）引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（3）収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社が提供する出前館事業では、加盟店に対しては、出前館サイトのオリジナルオーダーシステム及びそのサイトを通じてユーザーから受注した商品の配達代行のサービスを提供しております。また、ユーザーに対しては、出前館アプリもしくはサイトを通じて、注文した商品を、指定するお届け先へ配達をするサービスを提供しております。

出前館事業の履行義務は、出前館アプリもしくはサイトを通じて、ユーザーから受注した商品の配達が完了した時点で履行義務が充足されると判断しております。加盟店に対しては注文金額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しており、ユーザーに対しては、注文ごとに決定される送料及びサービス料を収益として認識しております。また、ユーザーがクーポン等を使用する場合は、顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

なお、上記の履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

（4）その他計算書類作成のための基本となる事項

控除対象外消費税等の会計処理	控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。
記載金額の表示	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	145百万円
短期金銭債務	185

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	165百万円
営業取引（支出分）	2,478
営業取引以外の取引（収入分）	1
営業取引以外の取引（支出分）	―

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	832,299株	241,283株	－株	1,073,582株

(注)自己株式の株式数の増加241,283株のうち、241,265株は譲渡制限付株式を無償取得したことによるものであり、18株は単元未満株式の買取によるものであります。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4百万円
賞与引当金	24
経費否認額	3,044
繰越欠損金	29,044
その他	242
繰延税金資産小計	32,361
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△29,044
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,316
評価性引当額小計	△32,361
繰延税金資産合計	－

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、事務用品等の少額なリース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．関連当事者との取引に関する注記

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の子会社	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区	6,075	決済サービス	なし	役務の提供	決済代金の回収(注2)	－	未収入金	4,691

(注)1．取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。

2．未収入金に関する取引は、エンドユーザーに対するものであり、同社との取引ではないため、取引金額は記載しておりません。なお、同社を経由した未収入金の回収額は、46,365百万円になります。

（2）当社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

8．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「4．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額	184円37銭
（2）1株当たり当期純損失(△)	△73円74銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主メモ

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎年11月中
基準日	８月31日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール ジャパン
同事務取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール ジャパン　証券代行業務部 郵便物送付先： 〒100-6026　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アール ジャパン　証券代行業務部 電話照会先： お問い合わせ窓口　証券代行業務部 0120-975-960　受付時間　９：00～17：00（平日）
公告方法	電子公告 〈URL〉https://corporate.demae-can.co.jp/ ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行います。
証券コード	2484

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】
証券会社の口座をご利用の株主様は、株式会社アイ・アール ジャパンではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。証券会社をご利用でない株主様は、上記の電話照会先までご連絡ください。

【特別口座について】
株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）をご利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の株式会社アイ・アール ジャパンに口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いいたします。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。